



鳥取県公報

平成13年 6月12日(火)

第 7 2 8 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|------|---|---|
| 告 示 | 身体障害者福祉法による医師の指定 (368) (福祉保健課) | 1 |
| | 土地改良区の役員の退任 (369) (耕地課) | 2 |
| | 国土調査の成果の認証 (370) (") | 2 |
| | 建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (371) (管理課) | 2 |
| 教委告示 | 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (12) (総務福利課) | 5 |
| 公安規則 | 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を 改正する規則 (9) (地域課) | 5 |
| 公 告 | 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) | 6 |
| 調達公告 | 随意契約の相手方の決定 (5件) (情報政策課) | 7 |
| | 随意契約の相手方の決定 (3件) (病院局総務課) | 9 |

告 示

鳥取県告示第368号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 6月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 診療科目 | 診断に係る障害の範囲 | 氏 名 | 勤 務 先 |
|----------------|--------------------------|-------|----------------------------|
| 耳鼻咽喉科 | 聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害 | 樋上 茂 | 米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院 |
| 外 科 | 心臓機能障害 | 上平 聡 | " |
| " | 呼吸器機能障害 | 谷口 雄司 | " |
| 内 科 | 心臓機能障害、腎臓機能障害 | 小坂 博基 | 鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院 |
| 内 科 呼 吸 器 科 | 呼吸器機能障害 | 堀内 正人 | 鳥取市湖山町南一丁目623 堀内医院 |

| | | | |
|--------|-------------------|-------|----------------------------|
| 泌尿器科 | 腎臓機能障害、 膀胱機能障害 | 垣 隆之 | 米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院 |
| " | " | 磯山 忠広 | " |
| 整形外科 | 肢体不自由 | 南崎 公子 | 境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院 |
| " | " | 大槻 亮二 | 米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院 |
| " | " | 山下 優嗣 | " |
| 脳神経小児科 | " | 岡 明 | " |
| " | " | 杉浦千登勢 | " |
| " | " | 豊島 光雄 | " |
| " | " | 江原 寛昭 | " |
| 脳神経内科 | " | 涌谷 陽介 | " |
| 歯科口腔外科 | そしゃく機能障害 | 上山 吉哉 | " |
| " | " | 片岡 聡 | " |

鳥取県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年6月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 松 本 岩 雄 倉吉市三江492

平成13年5月24日退任

鳥取県告示第370号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年6月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 調査を行った者の名称 | 調査を行なった時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|----------------------|---------------------|-------------|------------|
| 大 山 町 | 平成11年度から 平成12年度まで | 大山町（所子の一部）の地籍図及び地籍簿 | 西伯郡大山町所子の一部 | 平成13年6月12日 |

鳥取県告示第371号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成13年 6月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 処分した年月日

平成13年 6月 1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

(1) 有限会社近藤組 代表取締役 植木 操

気高郡気高町新町 3 - 7

鳥取県知事許可 (般 - 11) 第730号及び鳥取県知事許可 (特 - 11) 第730号

(2) 有限会社尾崎工務店 代表取締役 尾崎 義仁

気高郡気高町新町 3 - 63

鳥取県知事許可 (般 - 9) 第28号及び鳥取県知事許可 (特 - 9) 第28号

(3) 株式会社興洋工務店 代表取締役 葉狩 隆義

鳥取市岩吉130 - 3

鳥取県知事許可 (特 - 8、特 - 12) 第675号

(4) 株式会社藤原組 代表取締役 藤原 正

鳥取市安長71 - 1

鳥取県知事許可 (特 - 9) 第4991号

(5) 藤原建設株式会社 代表取締役 藤原 忠之

鳥取市叶430 - 2

鳥取県知事許可 (般 - 9) 第495号及び鳥取県知事許可 (特 - 9) 第495号

(6) 岸本建設株式会社 代表取締役 岸本 喬

鳥取市馬場227 - 3

鳥取県知事許可 (特 - 9) 第3101号

(7) 有限会社川尻建設 代表取締役 田中 とめ子

気高郡青谷町大字青谷3856 - 2

鳥取県知事許可 (特 - 8) 第29号

(8) 株式会社西村組 代表取締役 西村 良清

鳥取市源太14 - 2

鳥取県知事許可 (般 - 12) 第1603号及び鳥取県知事許可 (特 - 12) 第1603号

3 処分の内容

(1) 有限会社近藤組 代表取締役 植木 操

平成13年 6月14日から同月20日までの7日間の営業の一部の停止。当該営業の一部の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業に係る営業のうち、公共工事 (国、地方公共団体、法人税法 (昭和40年法律第34号) 第2条第5号に規定する公共法人 (地方公共団体を除く。) 及び建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。) に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。) の交付を受けて行うものに係るものとする。

(2) 有限会社尾崎工務店 代表取締役 尾崎 義仁

平成13年 6月14日から同月20日までの7日間の営業の一部の停止。当該営業の一部の範囲は、(1) に同じ。

(3) 株式会社興洋工務店 代表取締役 葉狩 隆義

平成13年 6月14日から同月28日までの15日間の営業の一部の停止。当該営業の一部の範囲は、(1) に同

じ。

- (4) 株式会社藤原組 代表取締役 藤原 正

平成13年6月14日から同月20日までの7日間の営業の一部の停止。当該営業の一部の範囲は、(1)に同じ。

- (5) 藤原建設株式会社 代表取締役 藤原 忠之

平成13年6月14日から同月20日までの7日間の営業の一部の停止。当該営業の一部の範囲は、(1)に同じ。

- (6) 岸本建設株式会社 代表取締役 岸本 喬

平成13年6月14日から同月20日までの7日間の営業の一部の停止。当該営業の一部の範囲は、(1)に同じ。

- (7) 有限会社川尻建設 代表取締役 田中 とめ子

平成13年6月14日から同月20日までの7日間の営業の一部の停止。当該営業の一部の範囲は、(1)に同じ。

- (8) 株式会社西村組 代表取締役 西村 良清

平成13年6月14日から同月20日までの7日間の営業の一部の停止。当該営業の一部の範囲は、(1)に同じ。

4 処分の原因となった事実

- (1) 有限会社近藤組 代表取締役 植木 操

同社は、鳥取県発注の一般県道依原青谷線道路改良工事(13工区)の主たる部分を一括して株式会社興洋工務店へ請け負わせた。このことが、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

- (2) 有限会社尾崎工務店 代表取締役 尾崎 義仁

同社は、鳥取県発注の一般県道依原青谷線道路改良工事(14工区)の主たる部分を一括して株式会社興洋工務店へ請け負わせた。このことが、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

- (3) 株式会社興洋工務店 代表取締役 葉狩 隆義

同社は、鳥取県発注の一般県道依原青谷線道路改良工事(13工区)及び一般県道依原青谷線道路改良工事(第14工区)の主たる部分をそれぞれ有限会社近藤組及び有限会社尾崎工務店から一括して請け負った。

さらに、請け負った工事の主たる部分を一括して小野田ケコミ株式会社へ請け負わせた。このことが、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

- (4) 株式会社藤原組 代表取締役 藤原 正

同社は、鳥取県発注の一般県道依原青谷線道路改良工事(15工区)の主たる部分を一括して東洋建設株式会社へ請け負わせた。このことが、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

- (5) 藤原建設株式会社 代表取締役 藤原 忠之

同社は、鳥取県発注の一般県道依原青谷線道路改良工事(16工区)の主たる部分を一括して三洋株式会社へ請け負わせた。このことが、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

- (6) 岸本建設株式会社 代表取締役 岸本 喬

同社は、鳥取県発注の一般県道依原青谷線道路改良工事(17工区)の主たる部分を一括して東洋建設株式会社へ請け負わせた。このことが、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

- (7) 有限会社川尻建設 代表取締役 田中 とめ子

同社は、鳥取県発注の一般県道依原青谷線道路改良工事(18工区)の主たる部分を一括して東洋建設株式会社へ請け負わせた。このことが、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

- (8) 株式会社西村組 代表取締役 西村 良清

同社は、鳥取県発注の一般県道依原青谷線道路改良工事(2工区)の主たる部分を一括して東洋建設株式会社へ請け負わせた。このことが、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第12号

平成12年鳥取県教育委員会告示第27号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正する。

平成13年 6月12日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|-------------------------------|-------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|-------------|-----------------|-----------------|
| 口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称 | 開示する個人情報の内容 | 開示請求を行うことができる期間 | 開示請求を行うことができる場所 | 口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称 | 開示する個人情報の内容 | 開示請求を行うことができる期間 | 開示請求を行うことができる場所 |
| 鳥取県教育委員会事務局職員「文化財主事」採用候補者選考試験 | 略 | 略 | 教育委員会総務福利課 | 鳥取県教育委員会事務局職員「文化財主事」採用候補者選考試験 | 略 | 略 | 教育委員会総務課 |

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 6月12日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第9号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|--------------------------------------|-------------|-----------|---|--------------------------------------|-------------|-----------|---|
| 別表 (第2条関係) | | | | 別表 (第2条関係) | | | |
| 警察署 | 名 称 | 位 置 | 所 管 区 等 | 警察署 | 名 称 | 位 置 | 所 管 区 等 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 鳥 取 県 鳥 取 警 察 署 | 略 | | | 鳥 取 県 鳥 取 警 察 署 | 略 | | |
| | 鳥取市布勢警察官駐在所 | 鳥取市布勢 | 鳥取市のうち布勢、岩吉、五反田町、桂見、足山、里仁、良田、高住、徳尾の一部 (一般国道29号以西)、徳吉の一部 (一般国道29号以西)、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目 | | 鳥取市布勢警察官駐在所 | 鳥取市布勢 | 鳥取市のうち布勢、岩吉、五反田町、桂見、足山、里仁、良田、高住、徳尾の一部 (一般国道53号鳥取南バイパス以西)、徳吉の一部 (一般国道53号鳥取南バイパス以西)、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目 |
| | 略 | | | | 略 | | |
| | 鳥取市古海警察官駐在所 | 鳥取市緑ヶ丘一丁目 | 鳥取市のうち徳尾の一部 (一般国道29号以東)、徳吉の一部 (一般国道29号以東)、緑ヶ丘一丁目、古海、菖蒲、服部、野寺 | | 鳥取市古海警察官駐在所 | 鳥取市緑ヶ丘一丁目 | 鳥取市のうち徳尾の一部 (一般国道53号鳥取南バイパス以東)、徳吉の一部 (一般国道53号鳥取南バイパス以東)、緑ヶ丘一丁目、古海、菖蒲、服部、野寺 |
| 略 | | | | 略 | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成13年6月12日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|-----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| 初心者講習 | | 平成13年7月5日 午前10時から 午後4時まで | 米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署 3階講堂 | 八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者 |
| 経験者講習 | | 平成13年7月12日 午後1時30分から 午後4時まで | 倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署 | 浜村、倉吉及び八橋の各警察 署の管内に居住する者 |

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年6月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 公共情報ネットワークシステムに係る設備の賃貸借及び保守 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成13年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 51,296,099円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県企画部情報政策課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年6月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 公共情報ネットワークシステムの管理運営等 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成13年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 55,203,018円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県企画部情報政策課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年6月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 給与事務等に使用する県が委託したデータの管理、総務省統計事務及び市町村行財政統計事務処理 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成13年4月1日

- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契 約 金 額 85,328,250円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県企画部情報政策課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年6月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成13年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契 約 金 額 173,362,997円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県企画部情報政策課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年6月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 庁内LANシステムの管理運営等業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成13年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契 約 金 額 190,119,013円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県企画部情報政策課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年6月12日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

- 1 調達件名及び数量 総合医療情報システムの管理運営等業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成13年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 38,783,010円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県立中央病院事務部総務課
名称及び所在地 鳥取市江津730

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年6月12日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

- 1 調達件名及び数量 医療費請求等計算業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成13年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 88,612,650円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県立中央病院事務部医事課
名称及び所在地 鳥取市江津730

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年6月12日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

- 1 調達件名及び数量 総合医療情報システムの管理運営等業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成13年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 103,780,110円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

号に該当

- 7 契約事務担当部局の 鳥取県立厚生病院事務部管財課
名称及び所在地 倉吉市東昭和町150

